

田原市田原斎場利用案内



田原市

1. 利用の予約

◆予約システムでの予約

田原市に登録をしている葬祭業者を通じて、インターネットで予約ができます。

◆電話でのお問い合わせ（葬祭業者を利用しない場合）

平日 8時30分～17時15分
0531-22-0421（田原斎場：閉館日を除く）
0531-23-3541（田原市役所環境政策課）

土・日曜日及び祝日 8時30分～17時15分
0531-22-0421（田原斎場：閉館日を除く）
0531-22-1111（田原市役所当直室）

夜間 17時15分～翌日8時30分
0531-22-1111（田原市役所当直室）

※田原市役所当直室にお問い合わせがあった場合は、担当職員が折り返し連絡します。

2. 開館日

1月1日及び友引の日を除く日

3. 利用時間等

◆火葬時間

火葬開始時間は次のとおりです。（各時間1組受け入れ）

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
9時	9時30分	10時	10時30分	11時	11時30分	12時
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
12時30分	13時	13時30分	14時	14時30分	15時	

◆待合室

利用時間は、火葬開始時間から2時間です。（片付けの時間含む。）

5室あります。（1室40人程度収容）

◆葬祭場（やすらぎ苑）

利用時間は、火葬日前日の17時から火葬日当日の17時までです。なお、火葬開始時間が14時以降の場合は、初七日法要などでの利用はできません。

火葬日前日が友引の場合、お通夜の申請をいただければ利用できます。

◆霊柩車

市所有の霊柩車を利用する場合は、火葬予約時に申し込みが必要となります。ただし、先着順となるため、先の予約状況によって利用できないことがあります。

運行範囲は田原市内に限ります。また、送りのみの運行はできません。

※市所有の霊柩車 24人乗り1台 8人乗り1台（運転手含む。）

◆霊安室

事前に予約が必要となります。受け入れ可能時間は、8時30分から17時15分です。

4. 使用料金

◆使用料

区分		単位	市民区分	使用料	備考
火葬	大人（10歳以上）	1体	市民以外	30,000円	市民は免除
	小人（10歳未満）	1体	市民以外	15,000円	
	死産児	1体	市民以外	7,500円	
	手術肢体等	1件	市民	3,240円	
市民以外			6,480円		
霊安室	24時間以内	1体	市民以外	3,240円	市民は免除
葬祭場（やすらぎ苑）	1回	市民	7,710円		
		市民以外	15,420円		
霊柩車	往復	市民・市民以外	無料		

◆注意事項

- (1) 市民とは、死亡者は死亡時において、死産児においてはその父又は母が、手術肢体等については利用者が、田原市の住民基本台帳に登録されている場合とします。
(利用者が法人の場合は、田原市内に住所を登録している場合)
- (2) 霊安室を、24時間を超えて利用する場合は、1時間（1時間に満たないときは1時間とみなします。）を増すごとに100円を加算します。ただし、市民は免除とします。
- (3) 葬祭場（やすらぎ苑）の利用時間は、火葬日前日の17時から火葬日当日の17時までを1回とします。

5. ご利用にあたっての注意事項

- (1) 利用時間は厳守してください。
- (2) 市町村窓口で交付された火葬許可証を斎場に提出してください。（火葬執行後に火葬執行日時を記入し返却します。）
- (3) 田原市役所窓口にて交付された斎場利用許可書を斎場に提示してください。
- (4) ペースメーカー及びそれに類似するものを装着されているご遺体の場合は、事前にご連絡ください。
- (5) 待合室への飲食物の持ち込みは自由ですが、残った飲食物はお持ち帰りください。
- (6) 茶葉は利用者（葬祭業者）が準備してください。

- (7) 湯呑等を利用した場合は、洗浄して返却してください。
- (8) 利用後の清掃及び片付けは、各自責任を持って行ってください。また、ゴミ等は全てお持ち帰りください。なお、片付けに必要なゴミ袋はご持参ください。
- (9) 献花はお持ち帰りください。
- (10) 喫煙コーナー以外での喫煙はご遠慮ください。
- (11) 斎場内での事故、盗難等については一切の責任を負いませんので、各自の責任で対処してください。
- (12) 当斎場は公共施設ですので、斎場職員への心づけは固くお断りします。

6. 副葬品について

故人の愛用品や思い出の品であっても、以下の物品についてはご遺骨や火葬炉の損傷防止及び公害防止のため、棺に納めないようご協力をお願いします。

(1) 危険物

スプレー缶、ガスライター、乾電池等

(2) ガラス製品、陶磁器、金属類

ビン、眼鏡、携帯、スマートフォン、タブレット、茶碗、貴金属類、おもちゃ、硬貨、缶詰、仏像等

(3) プラスチック、ゴム製品

かばん、財布、眼鏡、靴、長靴、杖、合皮製品、携帯、音楽プレーヤー、CD、DVD、おもちゃ、ボール類、化粧品（容器）等

(4) 果物、飲料類

果物類、ジュース、アルコール等

(5) 書籍、毛布や綿の寝具類

書籍（経典、聖書類も含む）、アルバム、座布団、毛布、布団、ぬいぐるみ、衣類・毛皮製品（一般的に死に装束とされている範囲は可）、千羽鶴等

(6) その他

生花吸水フォーム（難燃焼性物質）、保冷剤、ドライアイス、カーボン製品（釣り具、ゴルフクラブ、ラケット等）

※ここに示されているもの以外であっても1～6の項目に該当するものは、棺に納めないでください。これらの物が棺に納められている場合、取り除かせていただくことがあります。

7. ペット火葬

◆利用申請場所

①田原斎場ペット火葬受付

受付時間（持込可能時間）：8時30分から17時（閉館日を除く）

②田原市役所環境政策課

受付時間：8時30分から17時15分（土日祝日及び年末年始を除く）

◆個別火葬

5kg以上のペットに限り、収骨を希望される場合は1匹ずつ火葬します。ただし、火葬日時指定はできません。後日、斎場職員から火葬日及び火葬時間の連絡があります。

焼骨を持ち帰ってもらうため、必ず火葬の際に骨を入れる箱・骨壺等をご持参ください。

◆集合火葬

持ち込まれたペットをお預かりし、後日合同で火葬を行いますので焼骨はお返しできません。なお、お預かりした時点でお別れとなりますので、火葬の立ち会いはできません。

◆使用料

区分	単位	市民区分	使用料	備考
ペット個別火葬	1匹	市民	18,510円	5kg以上に限る
		市民以外	51,020円	
ペット集合火葬	1匹	市民	3,070円	
		市民以外	15,700円	

※市民とは、持ち込み時に飼い主が、田原市の住民基本台帳に登録されている場合とします。

◆利用にあたっての注意事項

- (1) ペットであっても、家畜類（馬、牛、豚、山羊、鶏等）の受け入れはできません。
- (2) 利用申請場所で利用許可申請をして、使用料を支払ったうえで、利用許可書の交付を受けてください。
- (3) 飼い主が市民の場合は、利用許可申請時に住所を確認しますので、運転免許証・保険証等住所が確認できるものをご持参ください。
- (4) ペットは、体液が漏れないようビニール袋等に入れて持ち込んでください。なお、大型犬でビニール袋に入らない場合は、ブルーシート等でごくるんでください。
- (5) 首輪、おもちゃ、缶詰等燃えないものは入れないでください。また、燃えにくいので毛布では包まないでください。



問合せ先

田原市田原齋場

〒441-3421 愛知県田原市田原町衣笠1番地19

電話 0531-22-0421 FAX 0531-22-0473

田原市役所環境政策課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

電話 0531-23-3541 FAX 0531-23-1832